

共同生活の秩序維持に関する使用細則

第1条（目的）

この使用細則は、秦野南が丘さつき東住宅団地管理組合法人（以下「管理組合法人」という。）規約第18条の規定に基づき住宅および共用部分の管理および使用に伴う共同生活の円滑な運営を図り、もって良好な居住環境を維持するため、組合員およびその組合員が所有する住宅に居住する者（以下「組合員等」という。）が守るべき事項を定めることを目的とする。

第2条（禁止事項）

組合員等は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 住宅を他の用途に使用すること。
- 二 小鳥および魚類以外の動物を飼育すること。
- 三 建物の階段室その他共用の場所に私物を置くこと。（ただし、理事会が承認した場合を除く。）
- 四 近隣の迷惑となる騒音、悪臭、煤煙等を発すること。
- 五 洗濯用水等を所定の方法以外で排水すること。
- 六 バルコニーの外壁面より外側に洗濯物等を干し、またはバルコニーの手すりに植木鉢等を置くこと。
- 七 バルコニーに土砂を搬入し、花壇等を造ること。
- 八 敷地内駐車場以外の場所に駐車すること。
- 九 その他前各号に準ずる行為で理事会が禁止したこと。

第3条（承認事項）

組合員は、次の各号に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ所定の様式により理事長に届け出て、書面による承認を得なければならない。

- 一 住宅を他の用途に併用（定期的に関開く各種教室を含む。）しようとするとき。
- 二 組合員が引き続き3ヶ月以上住宅に居住しないとき。
- 三 住宅等に広告物を掲出、または表示しようとするとき。
- 四 その他各号に準ずる行為で理事会が指定した事項。

第4条（違反に対する処理）

理事長は、組合員等がこの使用細則の定め違反したときは、理事会の決議に基づき、その者に対し勧告その他必要な処置をとることができる。

第5条（調査）

理事会は、この使用細則の施行に必要な限度において、当該組合員が行う第3条に規定する行為について調査を行うことができるものとする。

2 前項の場合、組合員はこれに協力するものとする。

第6条（入居者名簿）

組合員等は、入居後すみやかに別に定める書式に従い組合員等名簿を、管理組合法人に提出するものとする。

第7条（改廃）

この使用細則の改廃は団地総会の決議によるものとする。

附則

この協定は、昭和57年3月25日から施行する。

附則

この協定は、平成7年5月15日から施行する。

附則

この使用細則は、平成19年5月13日に開催の第26回定期総会第2号議案 特別決議事項“管理組合法人の設立”の可決に伴って登記された、秦野南が丘さつき東住宅団地管理組合法人の登記日から施行する。

附則

この細則は、平成25年5月19日から施行する。